

電子公証サービス 検証者契約 (電子公証サービス R P A)

お客様が、特定の電子ファイルの真正性の証明を実行される時、ビジター用キャビネット（電子私書箱）を利用される時、共有電子ファイルを開覧、取得（ダウンロード）される時、またはその他の目的で株式会社日本電子公証機構（以下、「jNOTARY」という）またはその委託を受けた機関のデータベース（以下、「リポジトリ」という）にアクセスあるいはそのリポジトリを使用若しくはウェブサイトで提供される情報若しくはサービスを使用若しくは依頼される時には、必ずその前にこの電子公証サービス検証者契約（以下、「電子公証サービスR P A」という）、電子公証サービス業務運用管理規程（以下、「電子公証サービスC P S」という）及び電子証明書 Type0 認証業務規程（以下、「電子証明書C P S」という）をお読み下さい。もし、この「電子公証サービスR P A」、「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」の内容に同意できない場合は、お客様はjNOTARY及びその委託を受けた機関のリポジトリを使用することができません。お客様がjNOTARY及びその委託を受けた機関のリポジトリを使用されることにより、本契約の条件を知り、それを承認されたものとします。

この「電子公証サービスR P A」は、お客様が特定の電子ファイルの真正性の証明を実行される時、ビジター用キャビネット（電子私書箱）にアクセスされる時、共有電子ファイルを開覧、取得（ダウンロード）される時、または、お客様がその他の目的でjNOTARY若しくはその委託を受けた機関のリポジトリ若しくはウェブサイトで提供される情報若しくはサービスを使用若しくは依頼されたときにその効力を生じます。

jNOTARYの電子公証サービスは、「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」によって規律され、引用によりこの「電子公証サービスR P A」に組み込まれています。「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」は最新の内容の版がjNOTARY提供のウェブサイトに掲載され、公表されています。

お客様が、当該電子ファイルの真正性の証明結果を信頼すべきか否かの判断をされる時は、「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」を、jNOTARY提供のウェブサイトにより確認しなければなりません。

お客様がどの程度電子公証サービスに依頼されるかを選択決定するための情報へのアクセスを、お客様は十分有しておられると認められるものとします。お客様は、お客様の責任において公証サービスに依頼すべきか決定されるものとします。



「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」では制限的保証について規定しています。jNOTARY 及びその委託を受けた機関は、「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」で明示的に規定されている場合を除き、商品性の保証、特定目的への適合性の保証及び提供する情報の正確性の保証を含むあらゆる種類の保証及び義務から免責され、さらに過失または相当な注意を払わなかったことから生じるあらゆる責任からも免責されます。また、jNOTARY 及びその委託を受けた機関は、いかなる間接損害、特別損害、付随的損害または派生的損害に対する責任も負いません。

「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」で明示的に規定されている場合、お客様を含めて全ての当事者に対する jNOTARY 及びその委託を受けた機関の責任の総額は、一年間の公証サービス利用料金として受領した金額を上限とします。

本契約及び「電子公証サービスC P S」及び「電子証明書C P S」中の規定の一部が無効または強制不可能の場合においても、残りの規定についてはその影響を受けないものとします。